



6. 罰則

ごみに関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）には罰則規定が設けられています。

以下の行為に該当する場合、法令違反となり罰則の対象となります。

ア) 産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分した場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号（不法投棄）に該当し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による

イ) 許可を受けていない者が廃棄物の収集運搬又は処分を行った場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第1号に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。

ウ) 排出事業者が許可を受けていない者に廃棄物の収集運搬又は処分を依頼した場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第6項に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。

エ) 廃棄物をみだりに捨てた場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号（不法投棄）に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による

オ) 廃棄物をみだりに捨てようとした場合又は産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分しようとした場合（不法投棄未遂）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による

